

イベント出店共通登録制度規約

1. 目的

このイベント出店共通登録制度は、2011年9月より施行した「千葉県暴力団排除条例」に伴い、登録申請者に対し別紙記載の商店会(街)関係主催のイベント出店に有効の顔写真入りの出店許可証を発行し、出店の都度の手続きを簡素化する事を目的としております。

2. 登録対象者

(1) 商店会(街)関係主催のイベント及び祭りへの出店を希望する出店責任者及び従事する可能性のある方。

3. 登録拒否者

下記に該当する者は、本「イベント出店登録制度」への登録を拒否します。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (6) その他、前記(1)から(5)に準ずる者

4. 登録料

「イベント出店共通登録制度について」をご参照ください。

★振込先：千葉銀行津田沼支店 フ 1031518
習志野市商店会連合会

5. 登録方法

- ・指定の申請書類を記入し、出店責任者・従事者全員のマイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・パスポート等の身分確認証（写真付のもの）の写しを添付し、登録料と一緒に申請。
- ・習志野市商店会連合会で、申請書を取りまとめた後、警察での登録可否の審査。
- ・登録を認められたものについては、顔写真入りの「出店許可証」（IDカード）を作成し配布（年度ごと）

6. 有効期間

(1) 毎年4月1日より翌年3月末日迄

7. 追加登録等その他

「習志野市商店会連合会イベント出店共通登録」をしていない者で、出店を希望する場合は、その都度、必要書類を作成し提出すること。その際1名につき¥1,100の登録料が必要。※出店責任者・従事者ともに

8. 出店登録が有効なイベント・祭り

習志野市商店会連合会が認めたもの。(別紙参照)

※但し、これ以外にも習志野市が主催するイベント・祭りについては、その都度習志野警察署と協議を行う。

9. 注意事項

この制度は、事前に登録することで、度重なる警察提出用必要書類の作成を簡素化するものであり、各イベントへの出店申込みについては、従来通りの手順で出店希望者がその都度主催者に対して行うものとする。

10. 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の利用・管理について

皆様から頂いた個人情報については、利用目的以外の目的では使用しないほか、個人情報に関する法令・規範及び社内規則に則り、適正に管理いたします。

(2) 個人情報の第三者への開示・提供について

以下、いずれかに該当する場合を除き、第三者への開示・提供しません。

(i) 所轄警察署への申請等を実施する場合。

(ii) 登録有効イベント主催者から提供を求められた場合。

(iii) 国・地方公共団体等の公共機関が、公的事務を実施するにあたり協力依頼がある場合。

11. 郵送又は持参による提出、及び問合せ先

〒275-0016

習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼6階

習志野市商店会連合会

TEL : 047(455)1955

平日 午前10時~午後5時まで